評議員および役員の報酬ならびに費用に関する規程

平成24年4月1日 規 第 33 号

改正 平成25年6月24日

(目的および意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゲートボール連合(以下「連合」という。)の定 款第13条および第28条の規定に基づき評議員および役員の報酬等ならびに費用に関し必 要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以 下「一般社団・財団法人法」という。)ならびに公益社団法人および公益財団法人の認 定等に関する法律(以下「公益社団・財団法人認定法」という。)の規定に照らし、妥 当性と透明性の確保を図る。

(定 義)

- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、理事および監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (3) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
 - (4) 報酬等とは、公益社団・財団法人認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分される。
 - (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む)、 手数料等の必要経費を指し、報酬等とは明確に区分される。

(報酬等の支給)

- **第3条** 役員等は無報酬とするが、定款の定めにより、職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤理事に対する定例報酬は別記第1により支給し、報酬額は評議員会の承認を得て 決定する。
- 3 常勤理事には、別記第2に基づき賞与を支給できる。
- 4 常勤理事の退職に当たっては、第5条に規定する退職慰労金を支給することができる。 (報酬の支給日)
- 第4条 定例報酬の支給日、支給方法ならびに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。 (退職慰労金)
- **第5条** 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任したものに支給することができ、死亡により退任したものについては、その法定相続人に支払うことができる。

2 常勤理事に支給する退職慰労金の額は、別記第3により算出し、会長が評議員会の承認を得て決定する。ただし、常勤役員に就任している者が他の役職に引き続き就任した場合にあっては、就任期間の算定は役職ごとに行うものとする。また、月の途中において役職および役員報酬に変更があった場合は、上級額を在任1か月として参入し、下級額は在任月数から除く。

(費 用)

- **第6条** 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、当該役員等から請求のあった日以降に遅滞なく支払う。ただし、前払いを要する費用については前もって支払うことを妨げない。
- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 役員等が評議員会、理事会の出席その他出張を要する場合は、連合の旅費規程により 算出した所定の旅費(宿泊費を含む)または1日10,000円を上限とする日当を支給する ことができる。

(公 表)

第7条 連合は、この規程をもって公益社団・財団法人認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

- 第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定める。 (改 廃)
- 第9条 この規程は、評議員会の議決を経て改廃することができる。

附則

この規程は、公益財団法人日本ゲートボール連合の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

- 1.この規程は、平成24年6月20日から施行し、公益財団法人日本ゲートボール連合の設立登記の日(平成24年4月1日)から適用する。
- 2. 公益財団法人移行前(平成24年3月31日現在)に常勤理事であった者が、公益財団法人(平成24年4月1日現在)の常勤役員である場合には、別表4の役員就任期間については、平成23年3月31日以前の就任日から起算する。

附則

- 1 この規程は、平成25年6月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 附則1にかかわらず、第6条第3項に規定する日当については、平成25年6月24日 から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別記第1 常勤理事の報酬月額

85万円までの範囲内

別記第2 常勤理事の特別手当

【報酬月額×6か月】年額500万円までの範囲内

別記第3 常勤役員の退職慰労金算出方法

【報酬月額×別表の役員就任期間ごとの在任月数×各々の支給係数の合計額】 ※合算される在任月数の上限は120月とする。

別 表 支給係数

役員就任期間	支給係数
2年未満	100 分の 15 以内
2年以上4年未満	100 分の 17 以内
4年以上6年未満	100 分の 19 以内
6年以上8年未満	100 分の 21 以内
8年以上10年未満	100 分の 23 以内
10年以上	100 分の 25 以内